

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、二ツ井町土地改良区理事長 吉岡正雄から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和7年3月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農村地域防災減災事業 能代小繋沢地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和7年3月26日（水）から同年4月22日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- 3 縦覧場所
能代市二ツ井町字上台1番地1 能代市二ツ井地域局環境産業課

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、能代南土地改良区理事長 大塚和浩から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和7年3月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（基幹水利施設ストックマネジメント事業 成合地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和7年3月26日（水）から同年4月22日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- 3 縦覧場所
能代市上町1番3号 能代市農林水産部農業振興課